〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人親貴会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成９年３月３日

(4) 設立登記年月日　　平成９年３月12日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	海江田　貴憲	えんでん内科クリニック　管理者
理　事	海江田　正史	介護老人保健施設　ゆくさ白浜　管理者
同	海江田　みゆき	
同	海江田　あや	
監　事	新福　智	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数

診療所	えんでん内科クリニック	4611810203	鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地	一般病床　19床
介護老人保健施設	ゆくさ　白浜	4650580022	鹿児島県いちき串木野市羽島265番地15	入所定員　70名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
認知症対応型共同生活介護事業所　グループホーム　もぜ	鹿児島県いちき串木野市春日町24番地	
サービス付き高齢者向け住宅等　シニアハウス　おじゃんせ駅前	鹿児島県いちき串木野市曙町81番地	
認知症対応型共同生活介護事業所　グループホーム　てね	鹿児島県いちき串木野市小薗5050番地1	
児童発達支援センター　てんがらかん	鹿児島県いちき串木野市小薗5050番地12	
一般・特定相談支援及び障害児相談支援事業等　相談支援センター　てんがらかん	鹿児島県いちき串木野市小薗5050番地14	
就労継続支援・B型事業所　就労支援施設　せっぺかん	鹿児島県いちき串木野市小薗5050番地14	
多機能型事業所　てのんかん	鹿児島県いちき串木野市小薗5050番地13	
障害者共同生活介護援助事業所　グループホーム　やうちや	鹿児島県いちき串木野市麓847番地	
短期入所事業所　えんでん内科クリニック	鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地	
障害児通所支援事業　てんがらかんレオ	鹿児島県いちき串木野市小薗5050番地16-2	
放課後等デイサービス事業所　こぜ	鹿児島県いちき串木野市小瀬26番地	

就労継続支援B型事業所　燦SUN	鹿児島県いちき串木野市東塩田町187番地	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和８年８月31日　　令和７年度決算について

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

様式２

法人名　　医療法人　親貴会

所在地　　鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

※医療法人整理番号			6	3	7

財　産　目　録

（令和　8年　6月　30日現在）

１．資　産　額	1,304,812	千円
２．負　債　額	1,190,359	千円
３．純　資　産　額	114,453	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		358,245
Ｂ　固　定　資　産		946,567
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	1,304,812
Ｄ　負　債　合　計		1,190,359
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	114,453

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－１

法人名　医療法人　親貴会　　※医療法人整理番号 6 3 7

所在地　鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

貸　借　対　照　表

（令和　8年　6月　30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	358,245	**Ⅰ 流動負債**	350,541
現金及び預金	83,589	支払手形	0
事業未収金	168,909	買掛金	9,753
有価証券	0	短期借入金	258,200
たな卸資産	13,745	未払金	72,163
未収入金	10,559	未払費用	0
前払費用	1,295	未払法人税等	5,857
その他の流動資産	80,148	未払消費税等	717
Ⅱ 固定資産	946,567	前受金	0
1 有形固定資産	933,509	預り金	3,772
建物	614,311	前受収益	0
構築物	11,445	○○引当金	0
医療用器械備品	7,523	その他の流動負債	79
その他の機械備品	8,151	**Ⅱ 固定負債**	839,818
車両及び船舶	8,272	医療機関債	0
土地	272,859	長期借入金	839,818
建設仮勘定	8,720	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	2,228	○○引当金	0
2 無形固定資産	3,194	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	1,190,359
ソフトウェア	2,059	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,135	科目	金額
3 その他の資産	9,864	**Ⅰ 資本金**	10,000
有価証券	0	**Ⅱ 積立金**	104,453
長期貸付金	235		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	104,453
役職員等長期貸付金	0	**Ⅲ 評価・換算差額等**	0
長期前払費用	514		
繰延税金資産			
その他の固定資産	9,115		
		純資産合計	114,453
資産合計	1,304,812	負債・純資産合計	1,304,812

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適あると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人　親貴会　　※医療法人整理番号 6 3 7

所在地　鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　7月　1日　至　令和　8年　6月　30日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		705,162
2 事業費用		
(1)事業費	639,261	
(2)本部費	132,536	771,796
本来業務事業損失		△ 66,635
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		602,641
2 事業費用		526,927
附帯業務事業利益		75,714
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		9,079
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	1,557	
その他の事業外収益	29,978	31,535
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	16,363	
その他の事業外費用	24	16,387
経常利益		24,227
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	4,348	
その他の特別利益	0	4,348
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	1,926	
その他の特別損失	78	2,004
税引前当期純利益		26,571
法人税・住民税及び事業税	6,734	
法人税等調整額	0	6,734
当期純利益		19,837

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適あると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名　　医療法人　親貴会

所在地　　鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地

※医療法人整理番号			6	3	7

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	有限会社親典（注1）	鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地	-19,235	介護用品販売	事務の委託	事務委託料の支払（注2）	10,311	—	0
役員	特定非営利活動法人むすび（注1）	鹿児島県いちき串木野市東塩田町565	3,089	環境整備	環境整備	環境整備（注3）	14,878	未払金	1,297
役員	合同会社貴（注4）	鹿児島県いちき串木野市東塩田町35番地	58,483	不動産賃貸業	不動産の賃貸	賃借料の支払（注5）	2,140	—	0

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）当法人理事 海江田 正史の[redacted]が代表者である法人。

（注2）有限会社親典への事務委託に関する取引価格は、近隣同業者価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末振込払いとしている。

（注3）特定非営利活動法人むすびへの環境整備に関する取引価格は、近隣同業者価格を勘案して決定し、支払条件は翌月末日払いとしている。

（注4）合同会社貴は、当法人理事 海江田 正史の[redacted]が代表社員である法人。

（注5）合同会社貴への不動産の賃借料は、近隣の賃借料相場を参考に決定している。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	賃借料の支払い（注1）	19,405	—	0
役員	[redacted]		[redacted]	賃借料の支払い（注1）	3,920	—	0
役員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	賃借料の支払い（注1）	180	—	0

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）不動産の賃借料は、近隣の賃借料相場を参考に決定している。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人親貴会
理事長　海江田　貴憲　　殿

私（注１）は、医療法人親貴会の令和７年会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月31日
医療法人親貴会
監事　新福　智

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。